

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
○五番四地先まで	久喜市菖蒲町三箇字大久保三七七五 番五地先から同市北中曾根字川妻八	区  間
九・〇〇〇 一六・五八	七・〇〇〇 一三・六六	敷地の幅員 (メートル)
二七・五三		延 長 (メートル)
		備  考